

連合広島 2021春季生活闘争方針と具体的取り組み

I. 2021春季生活闘争スローガン

**誰もが希望の持てる社会を実現！安心・安全に働ける
環境整備と「底上げ」「底支え」「格差是正」で！**

II. 2021日春季生活闘争の概要

- ◆ 2021春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合として、社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争である。
- ◆ 2021闘争において、すべての働く者の将来不安を払拭し、個人消費を喚起し、内需を拡大させていくことが不可欠である。その基盤となるのは、分配構造の転換につながり得る賃上げを実現していくことであり、引き続き、生産性三原則に基づいた「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な分配につなげていく必要がある。
- ◆ とりわけ「賃上げ」については、「底上げ」「底支え」「格差是正」の考え方を堅持するなかで、引き続き、月齢賃金の絶対額の引き上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。

III. 2021春季生活闘争の基本的な考え方

1. 社会全体で雇用の維持・創出に取り組み、セーフティーネット機能を強化する。
コロナ禍による雇用への影響は、産業・業種ごとに幅があることやセーフティーネットが脆弱な層により深刻に表れている。連合本部に「コロナ禍における雇用・生活・経済対策の政策面および運動面での取り組みを連携させる。
2. 消費者のマインドにプラスワン。
「雇用と生活を守る」取り組みを強力に推進しつつ、感染症対策と「経済の自立的成長」を両立させるため、必要以上に消費を冷え込ませない環境づくりが重要であることを、働く者の立場から社会に呼びかける。
3. サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配
中小企業の経営基盤を強化・賃上げ原資確保のため、「取引の適正化」が不可欠であり、分散型で活気のある地域社会をつくるため、地域の関係者との対話などを進めていく。
4. 賃金水準闘争を強化していくための体制整備
中小企業や有機・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げるため、「地域ミニマム運動」に取り組み賃金水準闘争を強化する体制整備に取り組む。

IV. 2021春季生活闘争の具体的要求

◆賃上げ要求

1. 月例賃金

- ・定昇相当分（賃金カーブ維持相当）分の2%の確保を大前提に、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自立的成長の両立をめざす。
- ・月例賃金の絶対額にこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、「賃金水準の追求」に取り組む。
- ・組合員の個別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金でカーブのゆがみや格差を確認したうえで、改善をめざす。
- ・企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安定のため、企業内最低賃金の協定化に取り組む。

◆企業規模間格差の是正（中小組合の取り組み）

1. 月例賃金の引き上げ

10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。
【賃上げ水準目標（6,000円※）+賃金カーブ維持分（4,500円）】※中小平均賃金の2%相当額（5,000円）に、全体平均賃金との差額（1,000円）を上乗せ

2. 賃金カーブ維持分の確保

賃金カーブ維持には定期昇給制度が重要であり、定昇制度がない組合は、制度確立に取り組む。

目標水準	35歳	287,000円(月額)
	30歳	256,000円(月額)
最低到達水準※	35歳	258,000円(月額)
	30歳	235,000円(月額)

※企業内最低賃金協定1,100円以上

◆雇用形態間格差の是正

- ・有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等・均衡待遇確保の観点から、企業内すべての労働者が対象の企業内最低賃金協定の締結（時給1,100円以上）をめざす。
- ・有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。なお、水準は「勤続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上」となる制度設計をめざす。

◆男女間賃金格差の是正

- ・賃金データにもとづいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握、問題点を点検し改善へ向けた取り組みを進める。
- ・生活関連手当の支給における住民票上の「世帯主」要件の廃止を求める。

◆初任給等の取り組み

18歳高卒初任給の参考目標値：175,400円

V. 要求書提出と回答ゾーン

- ★要求書提出 各構成組織・単組は2月末までに要求を提出する。
- ★回答ゾーン
 - ◆第1先行組合回答ゾーン：3月15日～19日
 - ◆第2先行組合回答ゾーン：3月22日～26日
 - ◆3月月度内決着集中回答ゾーン：3月27日～31日

最大のヤマ場：3月16日(火)～18日(木)※

※各組合においてこの期間内にヤマ場を設定

VI. 連合広島の取り組み

◆取り組み体制

- ★2021春季生活闘争本部（2020年12月23日設置）、闘争委員会（毎月、執行委員会後に開催）の設置
- ★中小共闘センター（随時、幹事会を開催）：中小労組の賃金・労働諸条件の向上に向けた取り組みの意思統一等
- ★連合広島情報センターの設置
構成組織・単組の春季生活闘争情報（要求および回答・妥結状況等）を構成組織や社会にタイムリーに発信

◆交渉支援

★2021春季生活闘争講座の開催

構成組織・単組の役員等を対象に春闘全般の認識共有をおこなう。

開催日：1月23日（土）

★地場・中小労組対話集会の開催

地場・中小労組の役員を対象に春闘に関わる課題等の共有をおこなう。

開催日：2月14日（日）

◆春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み

★「職場から始めよう運動」の取り組み

★「労働問題なんでも相談ダイヤル」の取り組み

- ◆弁護士による特別相談の実施：2月24日（水）10:00～15:00 広島
- 2月25日（木）10:00～15:00 呉

- ◆全国一斉集中労働相談ホットラインの実施【2月24日（水）～25日（木）】
「雇用SOS ちょっと待った！その解雇・雇止め」

◆世論喚起、社会対話等の取り組み

★「2021連合アクション」の取り組み

「2021連合アクション」の取り組みと連動し、すべての働く人に「春季生活闘争」のメカニズムや2021闘争の意義と目的を周知するとともに、消費者のマインドを上げて互いが互いを支えあう社会をつくる「消費者マインドにプラスワン」や倫理的な消費行動の必要性などを広く社会に呼びかける。

★県知事・経営者団体等との協議・対話の実施（要請）

春季生活闘争要求書の提出時期（2月）にあわせて、県知事および広島県経営者協会をはじめとする経営者団体等との協議・対話の促進を図る。

要請行動日：2月上旬

★春季生活闘争総決起集会の開催

2月中旬～3月上旬に県内4ブロックで開催【広島県中央総決起集会：2月29日（土）開催予定】

◆一時金

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め、水準の向上・確保をはかる。

◆すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し

「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現と個々の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方について総体的な検討と協議を行う。

- 1) 長時間労働の是正
- 2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み
- 3) 職場における均等待遇実現に向けた取り組み
- 4) 60歳以降の高齢期の雇用と処遇に関する取り組み
- 5) テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み
- 6) 人材育成と教育訓練の充実

7) 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備

8) 障がい者雇用に関する取り組み

9) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する取り組み

10) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

◆ジェンダー平等・多様性の推進

①改正女性活躍推進法、男女雇用機会均等法の周知徹底・点検

②あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み

③育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

④次世代育成支援対策推進法にもとづく取組の推進